

許認可等の内容	介護給付費等の支給決定		
根拠法令及び条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 22 条第 1 項		
担 当 課	障がい福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	30 日	設 定 日	平成 18 年 10 月 1 日
審 査 基 準 障害者又は障害児の保護者に対する介護給付費等の支給決定は、法施行規則第 12 条各号に掲げる事項を勘案して決定する。			

許認可等の内容	介護給付費等の支給決定の変更の決定		
根拠法令及び条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 24 条第 2 項		
担 当 課	障がい福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	30 日	設 定 日	平成 18 年 10 月 1 日
審 査 基 準 障害者又は障害児の保護者に対する介護給付費等の支給決定の変更の決定は、法施行規則第 17 条各号に掲げる事項を勘案して決定する。			

許認可等の内容	特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給の決定		
根拠法令及び条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 30 条第 1 項		
担 当 課	障がい福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 18 年 10 月 1 日
審 査 基 準			
<p>障害者及び障害児の保護者に対する指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービス（支給量の範囲内のものに限る。）に要した費用（特定費用を除く。）について、特例介護給付費又は特例訓練等給付費を支給することができるが、具体的には次に該当する場合に支給する。</p> <p>(1) 支給決定障害者等が、申請をした日から当該支給決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により指定障害福祉サービス等を受けたとき。</p> <p>(2) 支給決定障害者等が、基準該当障害福祉サービスを受けたとき。</p> <p>(3) 支給決定障害者等が、申請をした日から当該支給決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により基準該当障害福祉サービスを受けたとき。</p>			

許認可等の内容	介護給付費等の額の特例の決定		
根拠法令及び条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 31 条		
担 当 課	障がい福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 18 年 10 月 1 日
審 査 基 準			
<p>災害その他の特別の事情により、障害福祉サービスに要する費用を負担することが困難であると認めた障害者及び障害児の保護者が受ける介護給付費等の額は「100 分の 90 を超え 100 分の 100 以下の範囲内において市町村が定めた割合」とし、法施行規則第 32 条を勘案する。具体的には、次に該当する場合に決定する。</p> <p>(1) 障害者及び障害児の保護者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けたこと。</p> <p>(2) 障害者及び障害児の保護者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。</p> <p>(3) 障害者及び障害児の保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。</p> <p>(4) 障害者及び障害児の保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。</p>			

許認可等の内容	高額障害福祉サービス費の支給の決定		
根拠法令及び条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 76 条の 2		
担 当 課	障がい福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 18 年 10 月 1 日
審 査 基 準			
<p>支給決定障害者等が受けた障害福祉サービス及び介護保険法に規定する介護給付等対象サービスの費用並びに補装具の購入等に要した費用の合計額から当該費用につき支給された介護給付費等及び介護給付等並びに補装具費の合計額が、著しく高額であるときは、当該支給決定障害者等に対し、高額障害福祉サービス費を支給する。具体的には、政令第 4 3 条の 4 から第 4 3 条の 6 までに基づいて、次に該当する場合に支給する。</p> <p>(1) 利用するサービスが居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助と、介護保険法に規定する居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービス並びに介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスであること。</p> <p>(2) 利用者負担世帯合算額が高額障害福祉サービス費算定基準額を超える場合であること。</p>			
変更日 令和 2 年 8 月 2 6 日			

許認可等の内容	特定障害者特別給付費の支給の決定		
根拠法令及び条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 34 条		
担 当 課	障がい福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	30 日	設 定 日	平成 18 年 10 月 1 日
審 査 基 準			
<p>障害者に対する特定障害者特別給付費の支給決定は、法施行令第 21 条第 1 項に掲げる事項を勘案して行う。具体的には次に掲げる金額とする。</p> <p>(1) 食費等の基準費用額から、食費等の負担限度額を控除して得た額(その額が現に食事の提供及び居住に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事の提供及び居住に要した費用の額)とする。</p> <p>(2) 食事の提供及び居住に要する費用として、食費等の基準費用額を超える金額を支払った場合には、特定障害者特別給付費を支給しない。</p>			

許認可等の内容	特例特定障害者特別給付費の支給の決定		
根拠法令及び条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 35 条		
担 当 課	障がい福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 18 年 10 月 1 日
審 査 基 準			
<p>障害者に対する特定特例障害者特別給付費の支給決定は、法施行規則第 34 条の 3 第 1 項第 3 号に掲げる事項を勘案して行う。具体的には次に掲げる金額とする。</p> <p>(1) 特定障害者が、申請をした日から当該支給決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により指定障害福祉サービス等を受けたとき。</p> <p>(2) 特定障害者が、基準該当障害福祉サービスを受けたとき。</p>			

許認可等の内容	特定障害者特別給付費の支給の変更の決定		
根拠法令及び条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 34 条		
担 当 課	障がい福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	30 日	設 定 日	平成 18 年 10 月 1 日
審 査 基 準			
<p>障害者に対する特定障害者特別給付費の支給の変更は、法施行規則第 34 条の 5 に掲げる事項を勘案して行う。具体的には特定障害者の所得の状況等に変更があった場合とする。</p>			

許認可等の内容	自立支援医療（更生医療）の支給認定		
根拠法令及び条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条		
担当課	障がい福祉課	処分権者	市長
標準処理期間	2月	設定日	平成18年10月1日
審査基準			
<p>障害者又は障害児の保護者に対する自立支援医療（更生医療）の給付については、「自立支援医療費支給認定通則実施要綱（平成18年3月3日付け障発第33002号厚生労働省社会・援護局障害福祉保健部長通知）」別紙及び自立支援医療費（更生医療）支給認定実施要綱（平成18年3月3日付け障発第33002号厚生労働省社会・援護局障害福祉保健部長通知）」により行う。具体的には、次の事項等を判断して行う。</p> <p>1 医療の給付 身体障害者とその障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者で、次に掲げる事項のすべてに該当すること。</p> <p>(1) 法第4条の身体障害者であること。</p> <p>(2) 法第19条第2項及び第3項に定める居住地又は現在地の要件を満たす者であること。</p> <p>(3) 身体障害者更生相談所において医療の給付を必要と認められた者であること。</p>			
変更日 令和2年8月26日			

許認可等の内容	自立支援医療（育成医療）の支給認定		
根拠法令及び条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条		
担当課	障がい福祉課	処分権者	市長
標準処理期間	2月	設定日	平成18年10月1日
審査基準			
<p>障害者又は障害児の保護者に対する自立支援医療（育成医療）の給付については、「自立支援医療費支給認定通則実施要綱（平成18年3月3日付け障発第33002号厚生労働省社会・援護局障害福祉保健部長通知）」別紙及び自立支援医療費（更生医療）支給認定実施要綱（平成18年3月3日付け障発第33002号厚生労働省社会・援護局障害福祉保健部長通知）」により行う。具体的には、次の事項等を判断して行う。</p> <p>1 医療の給付 身体に障害を有する児童で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者で、次に掲げる事項のすべてに該当すること。</p> <p>(1) 児童福祉法第4条第2項に規定する障害児（障害に係る医療を行わない時は、将来障害を残すと認められる疾患がある児童を含む。）であること。</p> <p>(2) 法第19条第2項及び第3項に定める居住地又は現在地の要件を満たす者であること。</p> <p>(3) 市が指定する医療機関において、医療の給付を必要と認められる者であること。</p>			

許認可等の内容	指定自立支援医療機関の指定		
根拠法令及び条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 54 条第 2 項		
担 当 課	障がい福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	20 日（病院又は診療所については、鳥取市社会福祉審議会日数を加えた日数）	設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日
審 査 基 準 指定自立支援医療機関の指定は、法第 59 条、法施行規則第 57 条及び指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定要綱（平成 30 年 4 月 1 日鳥取市要綱）の規定に基づき行う。ただし、病院又は診療所の指定については、鳥取市社会福祉審議会の意見を聴いた上で行う。			

許認可等の内容	自立支援医療（育成医療・更生医療）の支給認定の変更		
根拠法令及び条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 56 条		
担 当 課	障がい福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	30 日	設 定 日	平成 18 年 10 月 1 日
審 査 基 準 障害者又は障害児の保護者に対する自立支援医療（育成医療・更生医療）の変更事項は、法施行規則第 4 4 条を勘案するが、具体的には次のとおりとする。 (1) 指定自立支援医療機関 (2) 負担上限月額に関する事項 (3) 医療の具体的方針 <div style="text-align: right;">変更日 令和 2 年 8 月 2 6 日</div>			

許認可等の内容	指定自立支援医療機関の指定の更新		
根拠法令及び条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 60 条第 1 項		
担 当 課	障がい福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	20 日	設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日
審 査 基 準			
<p>指定自立支援医療機関の指定の更新は、法第 59 条、法施行規則第 57 条及び指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定要綱（平成 30 年 4 月 1 日鳥取市要綱）の規定に基づき行う。</p>			

許認可等の内容	補装具の交付、修理等の決定		
根拠法令及び条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 76 条第 1 項		
担 当 課	障がい福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	30 日	設 定 日	平成 18 年 10 月 1 日
審 査 基 準			
<p>補装具の給付、修理については、「補装具給付事務取扱要領(平成18年9月29日付け障発第 0929006号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)」の別紙により行う。具体的には、次の事項等を判断して行う。</p>			
<p>1 補装具の給付</p> <p>次に掲げる事項のすべてに該当すること。</p> <p>(1) 法第 4 条の身体障害者又は身体障害者福祉法第 15 条に定める身体障害者手帳の交付を受けた身体障害児であること。</p> <p>(2) 法第 19 条第 2 項及び第 3 項に定める居住地又は現在地の要件を満たす者であること。</p> <p>(3) 他法による補装具の交付が受けられないこと。</p> <p>(4) 補装具は、「補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準（平成18年9月29日付け厚生省告示第 528 号）」別表 1 の交付基準（以下「交付基準」という。）に定める補装具であること又は交付基準に定める補装具以外の補装具にあつては、厚生労働大臣の承認を得た補装具であること。</p> <p>(5) 次に掲げる補装具については、身体障害者更生相談所において交付が必要と認められたものであること。</p> <p>義肢、装具、座位保持装置、弱視眼鏡、遮光眼鏡、補聴器、車いす、電動車いす、重度障害者用意思伝達装置</p>			
<p>2 補装具の修理</p> <p>1 により給付された補装具で、通常の装用において破損又は故障した場合に修理するものとし、その取扱いは、1 に準じて行うものとする。</p>			
<p>3 補装具の再交付</p> <p>補装具の再交付は、当該補装具が次に掲げるものである場合に行うものとし、その取扱いは、1 に準じて行う。</p> <p>(1) 交付基準の耐用年数の経過した補装具であること。</p> <p>(2) 災害等個人の責に帰さない事由により亡失し、又はき損した補装具であること。</p> <p>(3) 交付基準の耐用年数以内で破損又は故障が著しく修理が不可な補装具であること。</p>			

許認可等の内容	身体障害者福祉法による指定医師の指定		
根拠法令及び条項	身体障害者福祉法第 15 条第 1 項		
担 当 課	障がい福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	20 日＋鳥取市社会福祉審議会審議日数	設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日
審 査 基 準			
<p>身体障害者福祉法による指定医師の指定は、法第 15 条第 2 項、法施行令第 3 条第 1 項及び「身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて（平成 21 年 12 月 24 日付け発 1224 第 3 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」の規定に基づき、鳥取市社会福祉審議会の意見を聴いた上で行う。</p>			

許認可等の内容	障害児福祉手当の受給資格認定		
根拠法令及び条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 19 条		
担 当 課	障がい福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日
審 査 基 準			
<p>法第 17 条に規定する支給要件に該当するかどうかを審査し、決定する。具体的には、次の事項等を判断して行う。</p> <p>次に掲げる事項のすべてに該当すること。</p> <p>(1) 本市の住民基本台帳に記載されている者又は外国人登録原票に登録されている者であること。ただし、外国人の取扱いについては、「福祉手当の外国人適用に伴う事務取扱いについて（昭和 56 年 11 月 21 日付け社更第 184 号厚生省社会局更生課長通知）」の第一による。</p> <p>(2) 「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準（昭和 60 年 12 月 28 日付け社更第 162 号厚生省社会局長通知）」の別紙に定める障害の程度であること。</p> <p>(3) 法第 17 条各号に該当しないこと。</p>			

許認可等の内容	障害児福祉手当の再認定		
根拠法令及び条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 26 条（第 5 条第 2 項準用）		
担 当 課	障がい福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日
審 査 基 準 「障害児福祉手当の受給資格認定」の審査基準を準用する。			

許認可等の内容	特別障害者手当の受給資格認定		
根拠法令及び条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 26 条の 5（第 19 条準用）		
担 当 課	障がい福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日
審 査 基 準 法第 26 条の 2 に規定する支給要件に該当するかどうかを審査し、決定する。具体的には、次の事項等を判断して行う。 次に掲げる事項のすべてに該当すること。 (1) 本市の住民基本台帳に記載されている者又は外人登録原票に登録されている者であること。 ただし、外国人の取扱いについては、「福祉手当の外国人適用に伴う事務取扱いについて（昭和 56 年 11 月 21 日付け社更第 184 号厚生省社会局更生課長通知）」の第一による。 (2) 「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準（昭和 60 年 12 月 28 日付け社更第 162 号厚生省社会局長通知）」の別紙に定める障害の程度であること。 (3) 法第 26 条の 2 各号に該当しないこと。			

許認可等の内容	特例障害児通所給付費の支給決定		
根拠法令及び条項	児童福祉法第 21 条の 5 の 4 第 1 項		
担 当 課	障がい福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 24 年 4 月 1 日
審 査 基 準			
<p>障害児の保護者に対する指定障害児通所支援又は、基準該当障害児通所支援（支給量の範囲内のものに限る。）に要した費用（特定費用を除く。）について、特例障害児通所給付費を支給することができるが、具体的には次に該当する場合に支給する。</p> <p>(1) 通所給付決定保護者が、申請した日から当該通所給付決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により指定通所支援を受けたとき。</p> <p>(2) 通所給付決定保護者が、基準該当通所支援を受けたとき。</p> <p>(3) 通所給付決定保護者が、申請をした日から当該通所給付決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により基準該当通所支援を受けたとき。</p>			

許認可等の内容	障害児通所給付費の支給決定		
根拠法令及び条項	児童福祉法第 21 条の 5 の 7 第 1 項		
担 当 課	障がい福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	30 日	設 定 日	平成 24 年 4 月 1 日
審 査 基 準			
<p>障害児の保護者に対する障害児通所給付費の支給決定は、法施行規則第 18 条の 10 各号に掲げる事項を勘案して決定する。</p>			

許認可等の内容	障害児通所給付費の支給決定		
根拠法令及び条項	児童福祉法第 21 条の 5 の 8 第 1 項		
担 当 課	障がい福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	30 日	設 定 日	平成 24 年 4 月 1 日
審 査 基 準			
<p>障害児の保護者に対する通所給付費の支給決定の変更の決定は、法施行規則第 18 条の 21 各号に掲げる事項を勘案して決定する。</p>			

許認可等の内容	障害児通所給付費の額の災害等による特例の決定		
根拠法令及び条項	児童福祉法第 21 条の 5 の 11 第 1 項		
担 当 課	障がい福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 24 年 4 月 1 日
審 査 基 準			
<p>災害その他の特別の事情により、障害児通所支援に要する費用を負担することが困難であると認められた通所給付費決定保護者が受ける障害児通所給付費の額は「100 分の 100 以下の範囲内において市が定めた割合」とし、児童福祉法施行規則第 18 条の 25 を勘案する。具体的には以下に該当する場合に決定する。</p> <p>(1) 通所給付費決定保護者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けたこと。</p> <p>(2) 通所給付費決定保護者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。</p> <p>(3) 通所給付費決定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。</p> <p>(4) 通所給付費決定保護者の属する世帯の生計を主として維持するものの収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これに類する理由により著しく減少したこと。</p>			

許認可等の内容	高額障害児通所給付費の支給の決定		
根拠法令及び条項	児童福祉法第 21 条の 5 の 12 第 1 項		
担 当 課	障がい福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 24 年 4 月 1 日
審査基準を設定しない理由 高額障害児通所給付費の支給の決定は法第 21 条の 5 の 12、児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第 25 条の 5 及び第 25 条の 6 の規定に基づき行うため、審査基準は設定しない。			

許認可等の内容	障害児相談支援給付費の支給の決定		
根拠法令及び条項	児童福祉法第 24 条の 26 第 1 項		
担 当 課	障がい福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	30 日	設 定 日	平成 24 年 4 月 1 日
審査基準を設定しない理由 障害児相談支援給付費の支給の決定は、法第 24 条の 26 の規定に基づき行うため、審査基準は設定しない。			

許認可等の内容	特例障害児相談支援給付費の支給の決定		
根拠法令及び条項	児童福祉法第 24 条の 27 第 1 項		
担 当 課	障がい福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	30 日	設 定 日	平成 24 年 4 月 1 日
審査基準を設定しない理由 特例障害児相談支援給付費の支給の決定は、法第 24 条の 27 の規定に基づき行うため、審査基準は設定しない。			

許認可等の内容	身体障害者手帳の交付		
根拠法令及び条項	身体障害者福祉法第 15 条第 4 項		
担 当 課	障がい福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	20 日間 (市町受付 10 日、障がい福祉課処理 10 日)	設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日
審査基準 1 鳥取市身体障害者障害程度認定に関する要綱（平成 30 年 4 月 1 日制定）に規定する国が示している次の各号に掲げる基準によるものとする。 (1) 身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について（平成 15 年 1 月 10 日付け障発第 010001 号各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長宛厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知） (2) 身体障害認定基準の取扱い（身体障害認定要領）について（平成 15 年 1 月 10 日付け障企発第 011001 号各都道府県・各指定都市・各中核市宛厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知） (3) 身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について（平成 15 年 2 月 27 日付け障企発第 0227001 号各都道府県・各指定都市・各中核市障害保健福祉主管部（局）長宛厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知） (4) その他同要綱に定める各種障害程度等の基準の見直しに係る国からの通知等 ※標準処理期間は、診断内容を確認する必要があるときには、30 日程度更に要する場合がある。 なお、更生医療の認定を併せて行う場合は、更に 30 日程度を要する。 却下案件については、鳥取市社会福祉審議会で審議するため、更に 90 日程度要する場合がある。			
変更日 令和 2 年 8 月 26 日			

許認可等の内容	身体障害者手帳の再交付		
根拠法令及び条項	身体障害者福祉法施行令第10条第1項		
担当課	障がい福祉課	処分権者	市長
標準処理期間	20日間 (市町受付10日、障がい福祉課処理10日)	設定日	平成30年4月1日
審査基準 1 鳥取市身体障害者手帳障害程度の再認定に関する要綱（平成30年4月1日制定） 2 鳥取市身体障害者障害程度認定に関する要綱（平成30年4月1日制定）に規定する国が示している次の各号に掲げる基準によるものとする。 (1) 身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について（平成15年1月10日付け障発第010001号各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長宛厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知） (2) 身体障害認定基準の取扱い（身体障害認定要領）について（平成15年1月10日付け障企発第011001号各都道府県・各指定都市・各中核市宛厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知） (3) 身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について（平成15年2月27日付け障企発第0227001号各都道府県・各指定都市・各中核市障害保健福祉主管部（局）長宛厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知） (4) 身体障害者障害程度の再認定の取り扱いについて（平成12年3月31日付け障第276号各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長宛厚生労働省大臣官房障害保健福祉部長通知） (5) その他同要綱に定める各種障害程度等の基準の見直しに係る国からの通知等 ※標準処理期間は、診断内容を確認する必要があるときには、30日程度更に要する場合がある。 なお、更生医療の認定を併せて行う場合は、更に30日程度を要する。 却下案件については、鳥取市社会福祉審議会で審議するため、更に90日程度要する場合がある。 変更日 令和2年8月26日			

許認可等の内容	精神障害者保健福祉手帳の交付		
根拠法令及び条項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条		
担当課	障がい福祉課	処分権者	市長
標準処理期間	40日間（市町受付14日、障がい福祉課処理16日、県精神保健センター判定10日）	設定日	平成30年4月1日
審査基準 手帳交付の審査基準は、国が示す次に掲げる通知による基準によるものとする。 (1) 精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について（平成7年9月12日付け健医発第1133号厚生省保健医療局長通知） (2) 精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の運用に当たって留意すべき事項について（平成7年9月12日付け健医精発第46号厚生省保健医療局精神保健課長通知） 変更日 令和2年8月26日			

許認可等の内容	精神障害者保健福祉手帳の再交付		
根拠法令及び条項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第6項 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第10条		
担当課	障がい福祉課	処分権者	市長
標準処理期間	30日間（市町受付14日、障がい福祉課処理16日）	設定日	平成30年4月1日
審査基準 <p>手帳の再交付の審査基準は、国が示す次に掲げる通知による基準によるものとする。</p> <p>(1) 精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について（平成7年9月12日付け健医発第1133号）厚生省保健医療局長通知</p> <p>(2) 精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の運用に当たって留意すべき事項について（平成7年9月12日付け健医精発第46号厚生省保健医療局精神保健課長通知）</p> <p style="text-align: right;">変更日 令和2年8月26日</p>			

許認可等の内容	精神障害者保健福祉手帳の等級変更		
根拠法令及び条項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第9条第2項		
担当課	障がい福祉課	処分権者	市長
標準処理期間	40日間（市町受付14日、障がい福祉課処理16日、県精神保健センター判定10日）	設定日	平成30年4月1日
審査基準 <p>1 手帳の等級変更の決定の審査基準は、国が示す次に掲げる通知による基準により、鳥取県精神保健センター（鳥取県精神医療審査会）が判定し、その結果をもって決定するものとする。</p> <p>(1) 精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について（平成7年9月12日付け健医発第1133号）厚生省保健医療局長通知</p> <p>(2) 精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の運用に当たって留意すべき事項について（平成7年9月12日付け健医精発第46号厚生省保健医療局精神保健課長通知）</p> <p>2 その他事務手順等は、鳥取市精神障害者保健福祉手帳事務処理要領（平成30年4月1日制定）によるものとする。</p> <p style="text-align: right;">変更日 令和2年8月26日</p>			

許認可等の内容	精神障害者保健福祉手帳の更新		
根拠法令及び条項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第4項		
担 当 課	障がい福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	40日間（市町受付14日、障がい福祉課処理16日、県精神保健センター判定10日）	設 定 日	平成30年4月1日
審査基準			
<p>1 手帳の等級変更の決定の審査基準は、国が示す次に掲げる通知による基準により、鳥取県精神保健センター（鳥取県精神医療審査会）が判定し、その結果をもって決定するものとする。</p> <p>(1) 精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について（平成7年9月12日付け健医発第1133号厚生省保健医療局長通知）</p> <p>(2) 精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の運用に当たって留意すべき事項について（平成7年9月12日付け健医精発第46号厚生省保健医療局精神保健課長通知）</p> <p>2 その他事務手順等は、鳥取市精神障害者保健福祉手帳事務処理要領（平成30年4月1日制定）によるものとする。</p>			
変更日 令和2年8月26日			

許認可等の内容	自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定		
根拠法令及び条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第52条		
担 当 課	障がい福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	40日間（市町受付14日、障がい福祉課処理16日、県精神保健センター判定10日）	設 定 日	平成30年4月1日
審査基準			
<p>鳥取市自立支援医療費（精神通院医療）支給認定実施要綱（平成30年4月1日制定）に定める基準によるものとする。</p>			
変更日 令和2年8月26日			

許認可等の内容	自立支援医療費（精神通院医療）の支給変更の認定		
根拠法令及び条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第56条		
担 当 課	障がい福祉課	処分権者	市 長
標準処理期間	40日間（市町受付14日、障がい福祉課処理16日、県精神保健センター判定10日）	設 定 日	平成30年4月1日
審査基準 鳥取市自立支援医療費（精神通院医療）支給認定実施要綱（平成30年4月1日制定）に定める基準によるものとする。			
変更日 令和2年8月26日			